

論文式試験問題集

〔民事訴訟法〕

〔民事訴訟法〕

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

【事例】

Xは、平成27年8月10日、Y1との間で、弁済期を1年後、無利息として、金300万円を貸し付け、金銭消費貸借契約書を作成した。また、Xは、同日、Y2との間で、X・Y1間の金銭消費貸借契約について、連帯保証契約を締結し、連帯保証契約書を作成した。

平成28年8月10日、Y1は、Xに対し、金300万円を返済し、Xは、Y1に対し、その領収書を交付した。

ところが、平成29年8月になって、Xは、Y2に対し、前記連帯保証契約に基づき金300万円の支払を求める旨を伝えたが、Y2は、すでにY1が返済したとしてこれを拒否した。

そこで、Xは、Y2に対し、金300万円の支払を求める旨を内容証明郵便にて通知し、同通知は、同月10日、Y2に到達した。

Y2は、このままでは埒が明かないと考え、同年9月10日、Xに対し、連帯保証債務不存在確認訴訟（以下「第1訴訟」という。）を提起した。

これに対し、Xは、Y2に対し、連帯保証契約に基づき金300万円の支払を求め反訴（以下「第2訴訟」という。）を提起した。

以下は、第1訴訟及び第2訴訟を担当している裁判官Aと司法修習生Bの会話である。

裁判官A：第1訴訟と第2訴訟の訴訟物は、同じでしょうか。

修習生B：いずれも同一の連帯保証債務の存否が問題となっており、訴訟物たる権利義務ないし法的関係は同一と言えますが、訴訟物の同一性の判断は、法的判断を求められる事項により、多少異なると考えられます。

裁判官A：そうですね。訴訟物が同一であると民事訴訟法上様々な問題が生じえると思いますので、その観点から考えてみてください。

修習生B：はい。また、第1訴訟と第2訴訟は、同一の権利義務関係について、消極的な確認訴訟と積極的な給付訴訟という表裏の関係にあるので、その点についても問題になると考えられます。

裁判官A：そうですね。その点についても考えてみてください。

〔設問1〕

受訴裁判所は、第1訴訟及び第2訴訟をどのように取り扱うべきか。検討しなさい。

【事例（続き）】

Y2は、裁判所においても、連帯保証債務は主債務者Y1が弁済し消滅したと主張したが、領収書を紛失してしまったため証拠として提出することができなかった。

そこで、Xは、これを奇貨として、Y2との訴訟を利用して、Y1に対しても金300万円の支払を求め訴え（以下「第3訴訟」という。）を提起しようと考えた。

〔設問2〕

Xは、どのような方法で、第3訴訟を提起することができるか。検討しなさい。